

10月は食品ロス削減月間

■食品ロス削減月間と食品ロス削減の日

食品ロス削減推進法において、10月が食品ロス削減月間、10月30日が食品ロス削減の日と定められています。「食品ロス」とは、食べ残しや期限が近いなどの様々な理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本ではこの食品ロスが年間約500万トンあり、国民一人一人が毎日お茶碗一杯分の食品を捨てることになります。



■毎月6,000円も損しているかも…

食品ロスが生まれると、食品としての価値がなくなるほか、その食品の運搬や保管にかけた費用も無駄になります。この食品ロスによる経済損失を推計すると、1世帯当たり年間7.2万円の損失。毎月6,000円のお金を余分に負担していることになります。



(令和5年12月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 消費者庁 請負事業 食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量に関する調査業務 調査報告書より)

《食品ロスを減らす3つのコツ》

買いすぎない



作りすぎない



食べ残さない



食品ロスを減らすため、身近にできることから始めましょう!



フード・ドライブにご協力を!

フードバンク木津川では、社会福祉協議会の3つの支所と、市内6か所のスーパーで食品の寄付を募っています。

詳しくは、下の二次元バーコードからご確認ください。



NPO法人手をつないで
フードバンク木津川について

食品ロス削減の川柳を募集します

食品ロスを削減することの大切さについて広く市民に周知するため、食品ロスに関する川柳を募集します。入賞作品は、市ホームページ等において食品ロスの啓発のため活用させていただきます。

■募集内容／食品ロスの削減に関する川柳

例：

「気づいたら
賞味期限が
2年前」



「冷蔵庫
買い物行く前
要チェック」

■応募期間／令和6年10月1日(火)～11月29日(金)まで

■応募資格／木津川市在住の方。ただし応募は1人につき2点まで。

■選考表彰／応募いただいた川柳は、廃棄物減量等推進審議会等で審査し、選出された川柳について表彰を行います。

■応募特典／応募いただいた方全員に、参加賞をお渡しします。

■応募方法／右の二次元バーコードまたは市役所2階の環境課窓口で配布する応募用紙にてご応募ください。

■注意事項／・応募はご自身で作成された未発表の作品に限ります。
・個人情報適切に管理し、ご本人の同意なく本事業以外の使用や、第三者に開示することはありません。



川柳のご応募は
こちらから

可燃ごみの組成調査を行います

可燃ごみのさらなる減量化と再資源化を推進するため、10月～11月に組成調査をおこないます。

この調査では、可燃ごみにどのようなものが含まれているのか、資源化できるものは混じっていないのかなどを調べ、今後の施策の基礎数値とします。

一部の地域において、通常のごみ収集車とは異なる車両で収集することがあります。ご理解とご協力をお願いします。



令和6年4月～令和6年7月までの一日1人あたりの可燃ごみ排出量は、平均すると**401.1g**
令和7年度の目標数値**(326g)**まであと**75.1g**です！

【令和6年10月発行】

〈問い合わせ先〉〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9 木津川市役所 市民環境部 環境課
TEL:0774-75-1215(ダイヤルイン) FAX:0774-72-3900 Mail:machibika@city.kizugawa.lg.jp

※この「MOTTAINAI便り」は、循環型社会推進事業の一環として、ごみの「減量」・「再資源化」につながる身近な情報などを隔月で市民の皆さんにお知らせする情報紙です。不要になりましたら、「雑がみ」として古紙回収にお出しいただき、リサイクルにご協力くださいますようお願いいたします。